

議案第38号

債権の放棄について（市民局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市東淀川区小松1丁目14番31-301号
二宮 伸之
- 2 債 権 の 内 容 大阪市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の過払による返還金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金100,000円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

債務者に対する大阪市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の過払による返還金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。